

銘柄の検査方法等の見直しについて（案）

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会【Ⅰ 鑑定方法の見直し】

- 1 現在の水稻うるち玄米の銘柄の検査は、「当該銘柄の特性・特徴を見極めるほか、異品種粒の混入が認められないことを視覚により行う」（以下「目視鑑定」という。）農産物検査員の目視による鑑定で実施することとされている。なお、この場合、登録検査機関は、農業者等から種子の購入記録や栽培記録等の情報を事前に収集し、銘柄の検査の参考として活用している。

※ 必要に応じ、目視鑑定以外の方法を併用することは認められているが、目視鑑定を省略することはできない。

- 2 これまでの農産物検査規格の見直しに係る議論においても、近年、新品種の開発が進んでコメの品種の数が増し、また、外観が似ている品種も多くなっていることから、目視による銘柄鑑定の困難度が増していることが指摘されている。

※ 見直しに係る箇所を枠で囲んでいます。（以下同様）。

- 3 このため、農産物検査では、量目、荷造り・包装、品位、銘柄等について検査をしているが、このうち水稻うるち玄米の銘柄の検査については、現在設定されている「産地品種銘柄」及び7により今後設定する「品種銘柄」について、現在の目視により鑑定による方法を改め、農業者等から提出される種子の購入記録、栽培記録等の書類により審査する方法に見直す。（この方法に加えて、登録検査機関の判断により、目視その他の方法を組み合わせることは可とする。）

- 4 国は、「食品表示基準」との整合性にも留意しつつ、令和3年中に農業者等がから提出すさせる書類を具体的に明示する。上記3による見直し後の方法による銘柄の検査は、農業者がの資料の準備等に要する期間を踏まえ、令和4年産米から実施する。

【Ⅱ 品種銘柄の設定】

- 5 銘柄については、農産物規格規程（平成13年農産水産省告示第244号）において「品種銘柄」、「産地品種銘柄」等の区分が規定されており、具体的には、「品種銘柄」については品種名のみを特定して、指定され、「産地品種銘柄」については道府県名と品種名を特定して、例えば「新潟県産コシヒカリ」などという形で指定されている。

現在、水稻うるち玄米では、品種銘柄に指定されたものはなく、産地品種

銘柄が 870 程度指定されている。

- 6 農業者は、農産物規格規程で規定されている銘柄の中から証明を受けたい銘柄を検査請求書に記載して検査請求を行い、登録検査機関は、農産物検査において検査請求書に記載された銘柄であることを確認し、その銘柄名が記載された検査証明書を農業者等に交付している。

検査証明書には、品種銘柄の場合、品種名のみが記載され、産地品種銘柄の場合、生産された道府県名と品種名を合わせて記載されることとなる。

現在、農業者は、農産物規格規程で規定されていない銘柄についても、農産物検査を受けることはできるが、その場合には銘柄の証明はなされず、検査証明書の銘柄欄には「ー」が記載される。

例えば、「にこまる」という品種は、石川県ほか 23 府県における産地品種銘柄として設定されているため、農業者は、例えば、石川県では「石川県産にこまる」という検査証明を受けることができるが、産地品種銘柄として設定されていない都道府県では銘柄の検査証明を受けることができない。

- 7 このため、農産物検査においても多様な品種に対応できるよう、以下の見直しを行う。

- ① 農産物検査規格における水稻うるち玄米の銘柄について、都道府県別に品種が記載される「産地品種銘柄」に加え、品種名のみが記載される「品種銘柄」も設定する。

具体的には、産地品種銘柄に設定されている品種のうち、**全国の検査数量が 10 トン以上の品種**については、**原則として**「品種銘柄」としても指定する。ただし、その品種の許諾が特定の都道府県に限定され育成者権の保護に配慮すべき等の特段の理由があるものについては、「品種銘柄」には設定しない。

これにより、「産地品種銘柄」だけでなく「品種銘柄」に指定された品種も含め銘柄の証明を受けることができる。

- ② 「品種銘柄」の検査について農業者等から申請を受けた登録検査機関は、業務体制上の理由その他のやむを得ない理由がある場合を除き検査を行うものとする。

国は当該検査の円滑な実施に資するよう、品種の特徴その他の情報をホ

ームページ等を通じて登録検査機関に提供する。また、国は登録検査機関からの個別の照会に対応できるようにするとともに、その事例を踏まえたガイドラインを作成して登録検査機関に広く周知する。

- ③ 国は育成者権の保護に配慮すべき特段の理由の有無を調査する等のプロセスを経て、農産物規格規程等を改正し、水稻うるち玄米について品種銘柄を設定する。

上記改正は順次行うこととし、初回の改正は令和3年中に行い、毎年見直す。

【Ⅲ 銘柄の設定手続きの簡素化等】

- 8 現在、新たに産地品種銘柄を設定する場合には、2年間の栽培試験により農産物の特性等を把握した上で、銘柄の目視鑑定が可能であること等の要件を満たすかどうかを確認している。

上記3のとおり、水稻うるち米の銘柄の検査を見直すことなどを踏まえ、

- ① 目視鑑定が可能であることとのいう要件を廃止するとともに、
② 農産物の特性等を把握するための栽培試験について、1年に短縮することとする

などの産地品種銘柄の設定の手続の簡素化を行う。

- 9 登録検査機関の業務の増大を招かないよう、取引ニーズのない品種銘柄・産地品種銘柄は、速やかに廃止する。

- ① 年間の1年間以上検査実績が10トン未満の銘柄は
② 検査ニーズの実態等に鑑み廃止することが適当なものとして都道府県その他の関係者から提案があった銘柄
については廃止検討銘柄とし、関係者の意見を聴取した上で、問題がなければ廃止する。

— 以上 —